長与町農業委員会会議録

令和2年1月24日

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 個人情報に関する部分については、内容を○又は()に置き換えています。

長与町農業委員会

令和2年1月農業委員会総会

2. 場所 長与町役場 4階第2委員会室

3. 農業委員会委員 出席委員(12名)

会長 1番 水谷 勉

会長職務代理者 2番 柳原 厚志

委員 3番 崎山 光子 4番 古立 英明 5番 辻田 晶夫

6番 田中 稔 7番 柿本 香代 8番 岡﨑 道子

9番 渡邊 章三 10番 山本 純博 11番 上杉 司

12番 益冨 雅彦

4. 農業委員会委員 欠席委員(0名)

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員(8名)

1番 原口 司 2番 尾﨑 明光 3番 田中 光夫

4番 森内 忠嘉 5番 梶尾 厚 6番 中村 栄治

7番 坂本 謙二 8番 柳原 弘

6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員(0名)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番 渡邊 章三 11番 上杉 司

第2 第1号議案 農用地利用集積計画について

第3 第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案

に伴う意見聴取について

第4 第3号議案 長与町農地利用最適化推進員の選任に関する規則について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村田 佳美

農政農地係長 森 雅之

農政農地係主任 松本 あゆ子

事務局

皆さん、おはようございます。それでは、定刻前ですが、お揃いですので始めたいと思います。総会の開催に先立ち報告をいたします。令和2年1月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第6条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、12人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、8人出席でございます。次にお手元にお配りしております資料の、第3号議案長与町農地利用最適化推進員の選任に関する規則につきましては、議案発送後に内容の修正が発生しておりますので差し替えのうえご審議をお願い致します。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議長

それでは、令和2年1月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人指名致します。9番、渡邉 章三委員、11番、上杉 司委員を指名致します。

日程第2、本日は、第1号議案、農用地利用集積計画についてが、2件。第2号議案では 第1号議案の2件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴 う意見聴取についてが、1件。第3号議案では、長与町農地利用最適化推進委員の選任に関 する規則が提出されております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。第1号議案 農用地利用集積計画について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第1号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、1ページから 3ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の4ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町斉藤郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町斉藤郷(地番)。利用権を設定する土地は1筆です。長与町斉藤郷(地番)、田、1,327㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間です。平成17年3月1日より借りており、5回目の更新となります。継続です。土地の所在ですが、6ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇橋付近の赤く表示している場所が斉藤郷(地番)となります。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

坂本謙二推進委員。

推進委員 7 番

1月21日の午後、水谷会長、渡邉委員、事務局と私の5名で現地確認を行いました。(借主)は、周りも田んぼを耕作されており今回も継続という事で、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、地区担当委員お願いします。 9番、渡邉章三農業委員。

9 番 坂本委員さんの説明通りです。継続ということで4回目か5回目だと思います。問題はないと思います。以上です。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議 長 質問なしと認めます。それでは、説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議 がない方は挙手をお願いします。

事務局全員です。

事務局

議 長 挙手された農業委員が、全員で、過半数を超えておりますので、許可することに決定致します。

続いて、先ほど申し上げましたとおり第1号議案の2件目 農用地利用集積計画について 並びに第2号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について 併せて審議いたしますが、農業委員会に関する法律第31条に議事参与の制限に該当するこ とを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

議長事務局から説明をお願いします。

次に、議案書の7ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社 理事長 上田裕司、長崎市尾上町3番1号(県庁行政

棟5階)、利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、(氏名) さん 長与町斉藤郷(地番)、利用権を設定する土地は1筆です。長与町斉藤郷(地番)、田 1,869㎡です。 利用件の種類は使用貸借権で、利用内容は普通畑で南瓜、スイカ、ピーナッツ、生姜を作付け予定です。期間は令和2年3月10日から令和7年3月9日迄の5年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は使用貸借です。申請地は第2号議案の借主が平成28年より借りて耕作しておりましたが、所有者の変更があった為、新しく農地中間管理事業を利用して契約を行います。

土地の所在ですが8ページをご覧ください。斉藤郷(施設名)附近の青色で表示している部分が申請地 斉藤郷(地番)となります。

引続き第2号議案の説明をさせていただきます。4ページをお開き下さい。農地中間管理 事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について 利用権の設定を受ける者の 氏名又は名称及び住所、(氏名) さん 長与町斉藤郷 (地番)、利用権を設定する者の氏名又は 名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社 理事長 上田裕司 長崎市尾上町3番1号 (県庁行政棟5階)、権利を設定する土地は第1号議案と同じですので割愛させていただき ます。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

坂本謙二推進委員。

推進委員 7 番 1月21日午後から、5名で現地の確認を行いました。この土地は、今まで(借主)が(貸主)の親戚の(氏名)さんから借りていたのですが、昨年、(氏名)さんと(貸主)の農地の売買が成立しまして、今回(貸主)と(借主)との契約ということで、新規になっておりますが、土地自体は今までと同様ではないかと私は思っております。作物は先ほどの説明通り、夏野菜を主体に耕作されるみたいです。特に問題はないと思います。どうぞ宜しくお願いします。

議長

私の方からも少し説明いたします、農地基盤強化法で相対の形の貸し借りとなっておりましたが、双方が中間管理機構を利用したいということで、中身としては継続ですが、今回の議案としては新規扱いとして扱います。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

- 議 長 質問なしと認めます。それでは、まず第1号議案の2件目、利用権設定からですが、説明 のとおり許可することに異議がない方は挙手をお願いします。
- 議 長 全員であります。それから1号議案の2件目の案件とあわせて、配分化計画ですが、許可 することに異議がない方は挙手をお願いします。
- 議長 挙手された農業委員が、全員で「意見なし」と決定いたします。〇〇委員の入室をお願い します。

(○○委員入室)

- 議長 ○○委員にお伝えします。第1号議案の利用集積計画および利用配分化計画の意見聴取について「意見なし」と報告することに決定いたしました。

【この後、令和2年1月行事報告が行われた】

議 長 これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会1月 総会を閉会します。